

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

オープンイノベーションの推進：当社は他の企業との協業や提携を通じて、技術や知識の共有、新たなアイデアや製品の開発を進めるオープンイノベーションを推進します。

他の業界や関連産業との連携を通じて、技術革新や製品改良を促進し、付加価値の向上を図ります。

事業継続計画(BCP)の支援：取引先の災害時の事業継続や働き方改革に関して、テレワーク導入や BCP 策定の助言を行います。災害リスクの評価や対策の策定、リモートワーク環境の整備など、緊急時におけるビジネスの持続性を確保するための支援を行います。

リスク共有の取り組み：サプライチェーン内の企業が直面するリスクについて、共有し、互いにサポートする仕組みを構築します。例えば、予期せぬ資材供給の遅れや品質問題に對して、情報共有や代替手段の提案、協力体制の構築などを行います。これにより、連携先の企業との共存共栄を図り、全体のサプライチェーンの安定性を高めます。

これらの取り組みを通じて、当社は他の企業との連携による相乗効果を生み出します。

これにより、以下のような効果が期待されます。

技術・知識の共有とイノベーションの促進：オープンイノベーションにより、他の企業との連携を通じて新たな技術や知識を取り入れ、製品やプロセスの改善を図ることが出来ます。異なる産業や専門地域からのアイデアや視点を取り入れることで、より革新的な製品やサービスの開発が可能となります。

リスクの軽減と事業継続力の向上：取引先と綿密な連携により、災害時や予期せぬトラブルに対する対応力が向上します。情報共有や代替手段の提案、協力体制の構築により、リスクを最小限に抑え、事業継続性を確保することができます。

信頼関係の構築と共存共栄の実現：取引先との連携を通じて、相互のビジネスパートナーとしての信頼関係を築くことができます。お互いの成長や発展を支援し合いながら共存共栄の関係を構築することが目指されます。

これらの取り組みにより、サプライチェーン全体の付加価値向上、リスク軽減、事業継続力の向上をしてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

江原製作所の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に基づく自社の取り組み方針

・価格転嫁の透明性の確保

受注者は労務費の転嫁について発注者と透明なコミュニケーションを図ります。具体的には、価格転嫁の理由や根拠をわかりやすく、明確に説明し、双方が納得できる価格設定を目指します。

・業界標準との比較

受注者は、同業他社との比較を通じて、労務費の適切な点を検討します。業界標準や市場価格を考慮し、公正な価格設定を行います。

これらの具体的な取り組み方針を通じて労務費の適切な転嫁を実現し、公正なビジネス環境を促進します。

手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

フェアな取引関係の構築

下請事業者との対等なパートナーシップを構築し、互いに利益を享受出来る関係を目指します。

令和7年6月15日

有限会社 江原製作所

企 業 名

取締役 江原 直樹

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。